

大門町土地改良区だより



衣食足りて礼節を知る

題字 ● 烏帽子田 清 氏

第30号



基盤整地



表土剥ぎ

県営ほ場整備事業 島地区



大門町土地改良区 理事長 齊 藤 高 志

令和7年度の大門町土地改良区だより第30号の発刊にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

組合員の皆様には、常日頃より大門町土地改良区の運営並びに事業推進に対し、ご理解とご支援を賜りますことに厚く御礼申し上げます。これからも、組合員の皆様の付託に応えるよう役員一同、尽力してまいりたいと考えております。

本年の夏に実施された参議院選挙におきましては、歴史的な自民党の大敗との結果でありました。この影響が農業行政にどのような影響を与えるのか、どの様に変化を生むのかをしっかりと見極めて参りたいと考えております。

さて、鋭意整備中の大型ほ場整備事業 島地区は全体事業の50%程度の工事進捗率となっております。今後とも早期完成に向けて努力して参りたいと考えております。また、新規採択予定地区の荒町地区におきましては、計画通り令和8年度採択を目指して調整中であり、これまで管内で採択事例の無い農地中間管理機構関連農地整備事業での採択を目指しております。さらに、隣接する宮新田地区におきましても、最短で令和9年度採択を目標として県と協議を鋭意進めているところであります。採択に向けては、地域の地権者や関係者に多大なご尽力を頂いていることに感謝申し上げますと併に、これまで以上のご協力をお願いいたします。それとは別に、新たに本年度より新田地区の大型ほ場整備事業の調査費の導入がなされました。当初の目標よりも調査費の導入や事業採択が順調に進んでいる状況であり、早期採択されることを切に願うものであります。多くの課題もあると思いますが、地域の皆様のご希望に沿うよう努力して参りたいと考えております。

大型ほ場整備事業とは別に、管内では庄川右岸地区の農村地域防災事業として、針山口六ヶ用水一期地区の六ヶ用水路改修工事が進められております。関係者の皆様には多大なご迷惑をおかけいたしますが、ご協力の程を宜しく申し上げます。また、農村地域防災事業の関連事業として、本年度より庄川右岸中部用水路の機能診断を実施いたしました。将来的な補修や改修の基本計画の重要な要素となるものと考えております。ご協力を宜しく申し上げます。

最後に組合員の皆様には、ご健康に留意され、希望を持って新年をお迎えされることを切に願いまして、大門町土地改良区だより発刊のご挨拶といたします。

第63回通常総代会開催

第63回通常総代会が去る3月24日（月）午後1時30分より、大門総合会館こぶしホールにおいて、書面での出席者5名を含め、総代43名の出席を得て開催されました。

開会にあたり齊藤理事長の挨拶の後、射水市長 夏野元志様、富山県高岡農林振興センター所長 武内政弘様より祝辞を頂きました。議長に浅井地区の藤田清晴さんを選出し、令和7年度一般会計予算など全7議案の審議がなされ、原案通り可決されました。

提出議案

- 議案第1号 令和7年度事業計画について
- 議案第2号 令和7年度大門町土地改良区一般会計予算について
- 議案第3号 令和7年度大門町土地改良区庄川右岸中部用水調整委員会特別会計予算について
- 議案第4号 令和7年度組合費の賦課及び徴収方法等について
- 議案第5号 令和7年度役員並びに総代等の報酬及び費用弁償について
- 議案第6号 金銭預入先金融機関について
- 議案第7号 大門町土地改良区定款の一部変更について

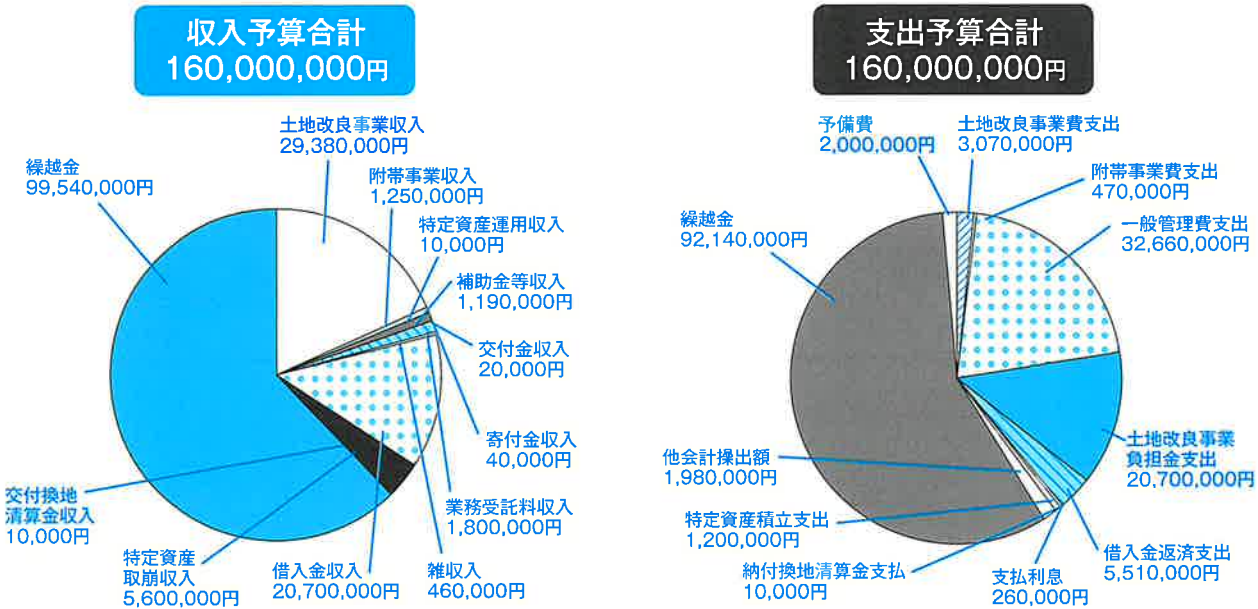
大門町土地改良区通常総代会



大門町土地改良区通常総代会



令和7年度 一般会計収支予算



令和7年度 庄川右岸中部用水調整委員会特別会計収支予算

区 分	本年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増減 (円)
収入・支出	43,000,000	42,000,000	1,000,000

第64回臨時総代会開催

第64回臨時総代会が去る8月26日（火）午後2時より、大門総合会館こぼしホールにおいて、書面での出席者5名を含め、総代45名の出席を得て開催されました。

開会にあたり齊藤理事長の挨拶の後、二口地区の密明さんを議長に選出し、令和6年度一般会計収支決算など全5議案の審議がなされ、原案通り可決されました。

提出議案

- 議案第1号 令和7年度一般会計収支補正予算（第1回）について
- 議案第2号 令和6年度事業報告について
- 議案第3号 令和6年度一般会計収支決算について
- 議案第4号 令和6年度特別会計収支決算について
- 議案第5号 長期未収賦課金の不納欠損について

第64回 大門町土地改良区臨時総代



令和6年度 事業報告

1. 地区及び組合員の状況

- (1) 地区総面積 田：978.16ha 畑：15.65ha
- (2) 組合員数 1,447名

2. 事業の状況

土地改良施設維持管理適正化事業加入状況

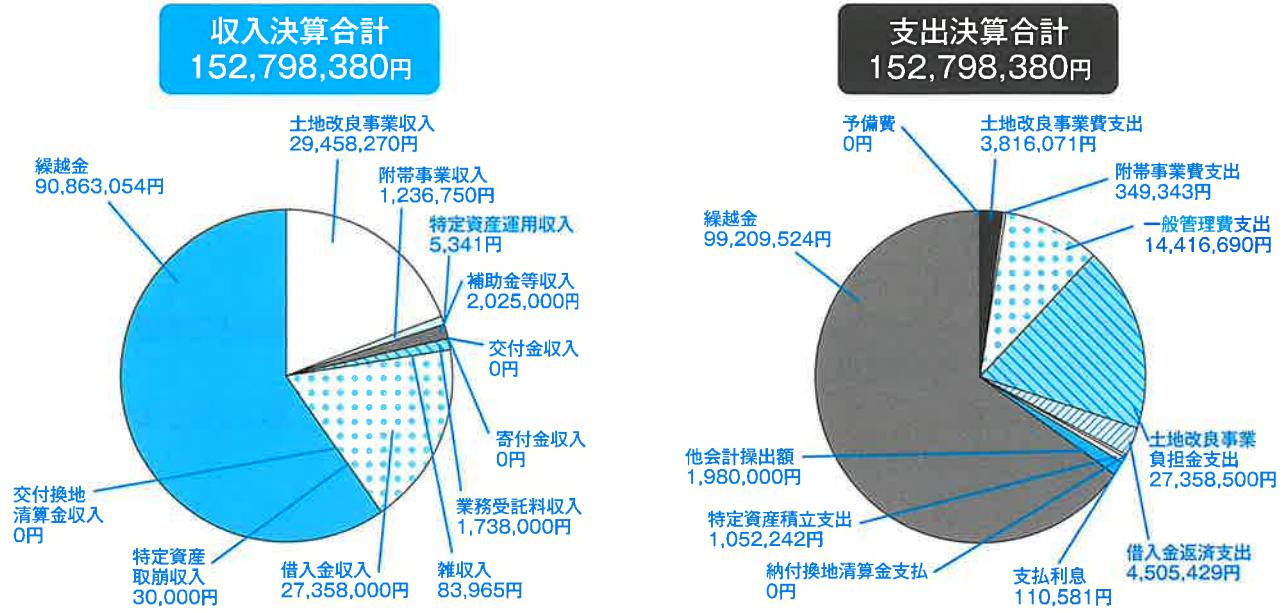
加入年度	地区名	事業費(千円)	実施年度	拠出金（令和6年度）(円)			完了年度
				事業費	事務費	計	
R2	荒川排水路	6,500	R2	390,000	16,000	406,000	R6
R4	浅井161号用水路	6,500	R4	650,000	26,700	676,700	R6
R4	西願池	20,000	R4～5	800,453	0	800,453	R8

令和6年度 庄川右岸中部用水調整委員会特別会計収支決算

(円)

予算額	収入決算額	支出決算額
42,000,000	40,791,404	40,791,404

令和6年度 一般会計収支決算



令和6年度 財産目録（一般・特別）

資産の部		(円)
項 目	金 額	
流動資産 (現金、特定資産など)	99,588,498	
固定資産 (所有土地改良施設、土地、建物、備品など)	2,429,090,213	
合 計	2,528,678,711	

負債の部		(円)
項 目	金 額	
流動負債 (未払金、短期借入金など)	6,338,207	
固定負債 (長期借入金、積立引当金など)	82,718,122	
合 計	89,056,329	

主 な 行 事

月 日	内 容
令和6年 4月19日	第1回理事会
7月8日	監事会・監査会
25日	第2回理事会
8月26日	第62回臨時総代会
11月8日	庄川右岸中部用水調整委員会
12月5日	山の谷ため池調整委員会

月 日	内 容
令和7年 1月17日	監事会・監査会
2月19日	第3回理事会
3月4日	庄川右岸中部用水調整委員会
24日	第63回通常総代会



組合員の皆様へお知らせ



◎賦課金について

- 経常賦課金《予定額》（令和8年6月発行・納期6月末日）

① 運営事務費（高岡市下麻生地区を除く） 田 10 a 当たり 2,000 円、畑 10 a 当たり 500 円

② 水利費 庄川右岸中部用水受益について 田 10 a 当たり 1,000 円

- 特別賦課金（令和8年11月発行、納期11月末日）

◎賦課金の納付について

金融機関より振込される場合は、振込手数料が掛かります。手数料は、組合員様のご負担となりますので、口座からの引落をお勧めいたします。

また、口座引落で納入されている方は、通帳記入を以て領収書と代えさせて頂いております。領収書が必要な方は、当土地改良区までご連絡ください。

◎組合員の変更があったとき【土地改良法第43条】

- 組合員が亡くなられた場合
- 住所や登録組合員名を変更する場合
- 農地の売買、貸し借り、贈与、交換等で変更があった場合
- 農業者年金を受けるため経営移譲した場合

組合員及び引落口座に変更があった場合は、**貯金口座振替依頼書**の提出が新たに必要となります。

◎農地の転用には、転用申請・転用決済金が必要です。【土地改良法第42条2項】

- 転用申請、転用決済金の納付が行われないと、台帳が更新されず、毎年賦課金が掛かります。
- 公共（道路・公園等）用地として転用される場合でも、転用決済金の納付が義務付けられています。
- 公共道路への転用や寄付の申請が忘れられていて、後日問題となる場合が見受けられます。事業主体との説明会・用地買収・契約の際は、土地改良区への申請、転用決済金の処理について、十分協議し必ず申請してください。

土地改良区への手続きは自己申告です

役所で手続きを行っても、土地改良区の台帳は修正されませんので、ご注意ください。

土地改良施設を他の目的に使用する場合は、申請・承認が必要です！

- 土地改良区が維持管理する、用排水路、農道、ため池等を改築、蓋掛け等、農業以外の目的で使用する場合は、申請・承認が必要です。
- 施設の利用者は承認条件を厳守し、土地改良区に対して不利益な行為や事業に支障となる場合は、その一切の責任を負うこととなります。
- 施設の使用期間は5年です。継続の場合は更新手続きが必要です。
- 無届の施設については、現況復旧することを原則とし、又その間の事故等一切の責任は、土地改良区は関知いたしません。

大門町土地改良区 e-mail アドレス

daimonmatidokai@po11.canet.ne.jp